

特定最低賃金（産業別）の日本標準産業分類表

百貨店，総合スーパー
適用する使用者 島根県の区域内で百貨店，総合スーパー、当該産業において管理，補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店，総合スーパーに分類されるものに限る。）を営む使用者
日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）
I56 各種商品小売業 I560 管理，補助的経済活動を行う事業所（56各種商品小売業） I5600 主として管理事務を行う本社等 I5608 自家用倉庫 I5609 その他の管理，補助的経済活動を行う事業所 I561 百貨店，総合スーパー I5611 百貨店，総合スーパー I569 その他の各種商品小売業（従業者が常時 50 人未満のもの）（島根県最低賃金適用）  L7282 純粋持株会社

適用除外労働者

- 1 18歳未満又は65歳以上の者
- 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- 3 清掃又は片付けの業務に主として従事する者